

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
九州ジャスコ株式会社ほか 18
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
14,842 平方メートル
 - (3) 駐車場の収容台数
612 台
 - (4) 駐輪場の収容台数
105 台
 - (5) 荷さばき施設の面積
243 平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の容量
143 立法メートル
 - (7) 駐車場の自動車の出入口の数
2 か所
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 5 届出年月日
平成 14 年 11 月 11 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局振興調整室
平成 14 年 12 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日まで

熊本県公告第 862 号

製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号。以下「法」という。）第 4 条の規定により、平成 14 年度熊本県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成 14 年 12 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験の期日及び場所
 - (1) 期日 平成 15 年 1 月 30 日（木）
 - (2) 場所 熊本テルサ研修室 A（熊本市水前寺公園 28-51）
- 2 試験科目及び時間
 - (1) 試験は筆記試験とし、衛生法規、公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学並びに製菓理論及び実技の 6 科目とする。
 - (2) 時間は午前 10 時から正午までとする。（集合時間は午前 9 時 30 分）
ただし、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。
- 3 受験資格
 - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 47 条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (2) 学校教育法第 47 条に規定する者であって、2 年以上製菓製造業に従事したもの
 - (3) 法施行の日（昭和 41 年 12 月 26 日）において現に製菓製造業に従事している者（学校教育法第 47 条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、法施行の日において 3 年を超えているもの、又は法施行の日後 3 年を超えるに至ったもの
 - (4) 旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、2 年以上製菓製造業に従事したもの
- 4 受験の申込方法及び受付期間
 - (1) 受験の申込方法
受験志願者は、受験願書に受験手数料 9,700 円及び次に掲げる書類を添えて熊本市に住所を有する者は熊本市長を、それ以外の者にあつては熊本県保健所長を経由して知事に提出すること。ただし、県外から受験する者は、知事へ直接提出すること。
ア 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又はそれらの写し（前記 3 の受験資格（3）に該当する者は除く。）
イ 菓子製造技能検定合格証書の写し（試験科目が免除される者に限る。）
ウ 写真（製菓衛生師受験願書の提出前 6 か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦 3.6 センチメートル、横 2.4 センチメートルのものに限る。）
エ 製菓製造業従事証明書（前記 3 の受験資格の（1）に該当する者を除く。）
 - (2) 受付期間
受験の申込の受付期間は、平成 15 年 1 月 6 日から同年 1 月 17 日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
郵送による受験申込は、平成 15 年 1 月 17 日までの消印があるものに限り受け付ける。